

Global Tax Update

オランダ

デロイトトーマツ税理士法人

2017年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2017年9月19日、来年度の政府予算案が公表された。例年通り、本予算案には2018年度税制改正案が含まれている。

新政府がまだ樹立したばかりであるため、2018年度税制改正案において、配当源泉税法以外では大幅な改正は含まれていない。

2018年度税制改正案の中で、日系多国籍企業に影響を与える可能性のある重要度の高い事項について、以下にまとめる。

なお、これらの税制改正案はオランダ議会の上下両院で可決されることで成立し、成案までの過程で法案の一部が変更される可能性がある。当該改正案の多くは、2018年1月1日より適用される見込みである。

1. オランダ配当源泉税の非課税範囲の拡充

2018年度税制改正案には、2017年5月16日に Dutch State Secretary が発表した、オランダ配当源泉税に関する法律の重要な変更が含まれている。オランダの持株共同組合(holding cooperative)に対するオランダ配当源泉税の取扱いは、非公開有限責任会社(B.V.)及び公開有限責任会社(N.V.)と同様となり、また、オランダ配当源泉税の免税の範囲が拡充される。

オランダ配当源泉税の免除

現在の法律の下では、オランダのB.V.及びN.V.は原則として株主に支払われる配当の15%を源泉徴収することが求められている。しかしながら、オランダの協同組合(cooperative)により支払われる配当については、租税回避目的等の場合を除き、原則として、オランダ配当源泉税の対象とはならない。

2018年度税制改正案には、オランダ配当源泉税の免税範囲の拡充に関する法律が含まれており、その結果、協同組合、B.V.及びN.V.からの配当は一定の要件を満たす場合、オランダ配当源泉税の対象とならない。この免税規定は、オランダのB.V.及びN.V.、持株共同組合(holding cooperative)によって、次の(i)(ii)の居住者である親会社に対してなされた配当が対象となる。

- (i) EU/欧州経済地域(EEA)
- (ii) 日本/オランダ租税条約のような、配当源泉税に関する条項を含む租税条約締結国

当該免除規定を適用するために、親会社はオランダ企業の少なくとも5%の株式を保有している必要がある。

なお、租税条約において源泉税の免税ではなく、減税を規定している場合であっても、オランダ国内法によりオランダ源泉税の免税が適用されることに留意する必要がある。すなわち、租税条約が5又は10%の配当源泉税率を規定している場合であっても、オランダの国内法に基づいて配当源泉税の免税が適用される。

1) 濫用防止ルール

配当源泉税の免税範囲の拡充に伴い、新しい濫用防止ルールも導入されている。以下の場合、配当を受領したEU/EEA又は租税条約締結国における居住者は、オランダ国内法による源泉税の免税は適用されない。

- ストラクチャーがオランダの配当源泉税を回避することを主な理由又は主な理由の1つとして組成されている
- ストラクチャーが人為的であると考えられる

上記の両方の要件が満たされる場合にのみ、オランダ国内法による源泉税の免税は適用されない。濫用防止ルールは、BEPSのアクションプラン6(条約の濫用防止)における主要目的テストと一致している。

ストラクチャー及び取引は、経済的実体を反映する有効な事業上の理由に基づいている限り、人為的ではないものとみなされる。これは、例えば、直接株主又はオランダ企業のメンバーが能動的な取引又は事業を行っている場合に当てはまると考えられる。

EU/EEA又は租税条約締結国における中間会社が、(究極の)株主の能動的な事業活動又は本社活動と下層の企業との間をつなぐ“連携機能”を実行するために十分な実体を持つ場合には、当該ストラクチャーは人為的とはみなされない。“連携機能”を持つ中間会社がこの

新たな実体要件を満たすためには、少なくとも年間100,000ユーロの賃金の支払及び当該連携機能に利用されるオフィスが必要となる。

上記オランダ国内法による免税規定が適用されない場合でも、租税条約に基づく減免が適用される場合がある。

2) 持株共同組合

いわゆるオランダ持株協同組合は、当該協同組合のメンバーが“適格持分”を保有し、前述の租税回避を意図した状況等にある場合には、オランダ配当源泉税を徴収することが求められる。適格持分とは、メンバーが持株協同組合の持分を有し、利益及び／又は清算所得の少なくとも5%を得る権利が与えられている場合を指す。

3) 適用日と手続

新たな規定は2018年1月1日から適用される。連携機能を持つ中間会社の新たな実体要件

(100,000ユーロの賃金支払及びオフィスの保有)は2018年4月1日から適用される。配当免税を適用するためには、配当を実施した会社は、免税の要件を満たしていることを税務当局に申告し、かつ、配当の分配後1カ月以内に他の関連情報(ガイダンスが今後公表される見込み)を開示する必要がある。違反した場合、最大5,278ユーロのペナルティが発生する可能性がある。

4) 結論

本改正案に基づくと、BVが日本の親会社によって直接的かつ少なくとも5%以上所有されている状況では、2018年1月1日から適用される新たな配当源泉税の免税の恩恵を受ける可能性が高いと考えられる。結果として、配当源泉税の観点からは、オランダは欧州において税務上最も競争力のある国の一つになると考えられる。

2. その他の改正案

2016年1月1日以降、国別報告書(CbCR)の要件を満たすオランダの課税事業体は、グループの最終親事業体(the Ultimate Parent Company of the Group)の居住国にてCbCRの提出義務が(未だ)ない場合に、オランダ税務当局に対しCbCRを準備し提出する必要がある。

2018年度税制改正案では、最終親事業体が一定の条件を満たす場合、CbCRの「自発的な提出」及び／又は「代理親事業体による提出」が許可される。結果的に、最終親事業体が一定の必要条件に準拠している状況下においては、オランダの課税事業者はオランダ税務当局に対し、どの事業体(最終親事業体又は代理親事業体)がCbCRを準備し提出するかを通知するだけで良いこととなり、オランダ当局にCbCRを準備し提出する必要はない。

現行の規定においては、課税事業者が不正確及び／又は不完全な法人税申告書を提出した後、税務当局からの通知の前に、課税事業者が法人税申告書の不正確な点及び／又は不完全性に気付き修正を行った場合、税務当局は(故意による)不正確及び／又は不完全な法人申告書の提出に対する行政罰を課すことはなかった。

この例外的措置が取り消されることになる。2018年1月1日以降、不正確及び／又は不完全な法人税申告書を提出した場合(2018年1月1日以降に提出されるべき法人税申告)、たとえ申告書を正しく修正しオランダ税務当局に提出したとしても、税務当局は行政罰を課すようになる。しかしながら、このような場合、罰金の額は減額される可能性がある。さらに、2018年1月1日以前の法人税申告については移行規定が適用される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche

アムステルダム事務所

シニアマネジャー 藤尾 和樹

KaFuji@deloitte.nl

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供し、Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001